

社会福祉法人本宮市社会福祉協議会  
共催及び後援の事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人本宮市社会福祉協議会（以下「当会」という。）が各種団体の実施する事業、講演会等（以下「事業等」という。）の共催及び後援（以下「共催等」という。）の承認を行う場合の基準、手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 事業等の企画又は運営に参画し、共同主催者としての責任を負うこと
- (2) 後援 事業等の趣旨に賛同し、開催を援助するために名義使用を認めること

(共催等の申請)

第3条 共催等を受けようとする団体等は、原則として事業等の実施日の30日前までに共催等名義使用承認申請書（様式第1号）などにより社会福祉法人本宮市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）へ申請しなければならない。

2 会長が必要と認めるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業等の予算書
- (2) 団体等の規約、会則その他これらに類する書類
- (3) 団体等の活動実績を記載した書類
- (4) その他、会長が必要と認めたもの

(承認の基準)

第4条 会長は、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、共催又は後援の承諾をするものとする。

- (1) 当会の事業の推進に寄与すると認められる事業等であること。
- (2) 原則として、本宮市内で開催される、市民を対象とした事業等であること。
- (3) 堅実な活動実績を有し、かつ、事業等の遂行能力が十分であると認められるものが主催する事業等であること。
- (4) 事業等の開催場所において、公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が講じられていること。
- (5) 営利を目的としている事業等にあつては、その収益を社会福祉事業に充てる等の公益性を有する事業等であること。
- (6) 法令又は公序良俗に反する事業等でないこと。
- (7) 当会の政治的中立性を損なうおそれのある事業等でないこと。
- (8) 当会の宗教的中立性を損なうおそれのある事業等でないこと。
- (9) 当会の運営に関する一般方針に反する事業等でないこと。
- (10) 当会が共催又は後援をする意義があると認められるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、会長が特別に認めたものに対しては、共催等を承諾することとする。

(承認の通知)

第5条 会長は、共催等の可否について決定をしたときは、当該申請者に対し共催等名義使用承認通知書（様式第2号）、または共催等名義使用不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(事業中止等の届出)

第6条 共催等を承認された団体は、事業の中止又は事業内容等に変更があったときには、速やかに会長にその旨を届け出なければならない。

(共催等の承認の取消)

第7条 会長は、共催等の承認後において、第4条に規定する承認の基準に適合しない事実が判明した場合その他不適当な行為があると認めるときは、これを取り消すことができる。

附 則

この要綱は、平成29年 8月 7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。